

# 罪を犯した高齢者への支援 — 取組事例を踏まえて —

～女性の更生保護施設の現場から～

更生保護法人 静修会 荒川寮  
施設長 福田順子

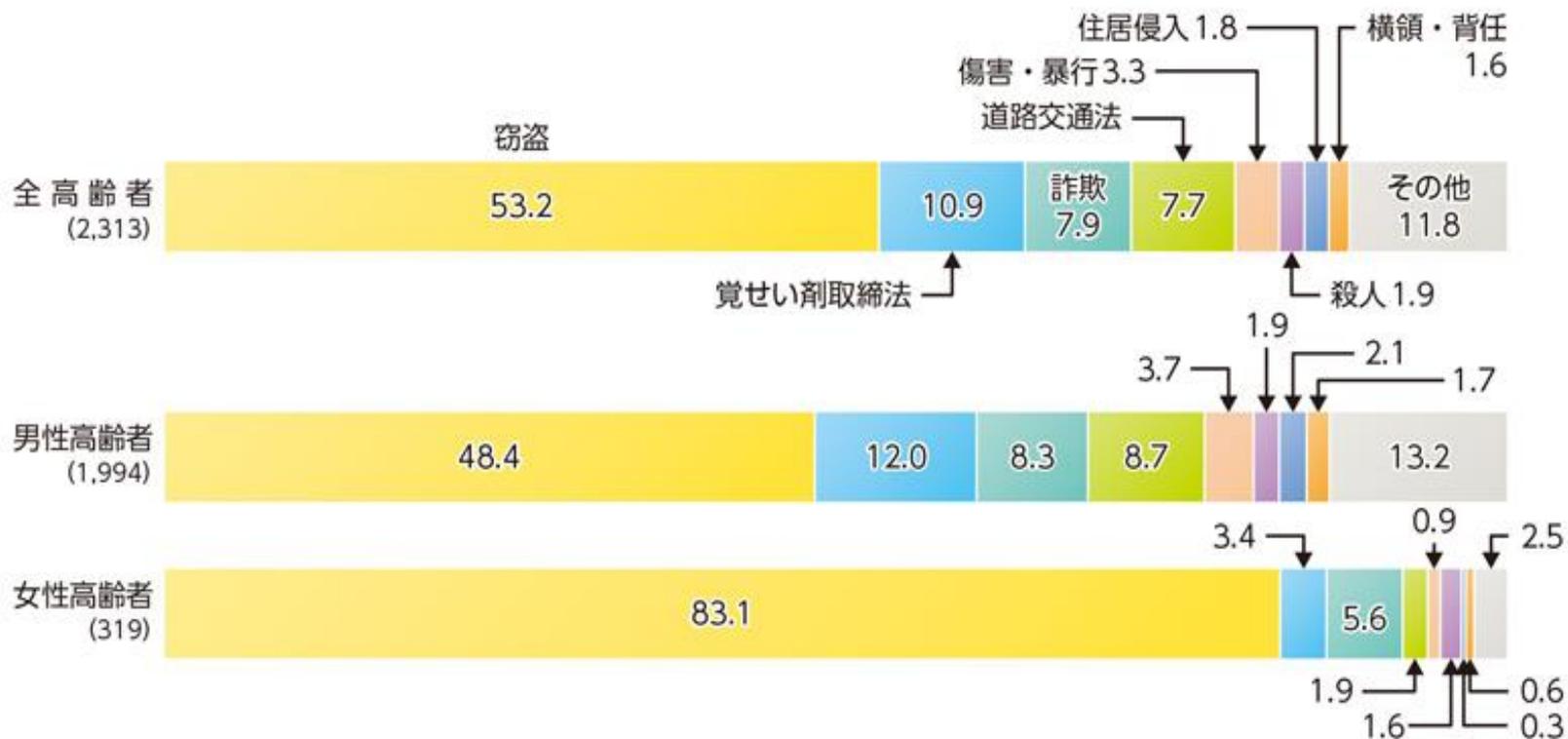
# 更生保護施設とは・・・

- 頼るべき家族や親族がいなかったり，生活環境に恵まれない刑務所出所者等に対して，宿泊場所や食事を提供し，自立に必要な生活指導等を行うことにより，円滑な社会復帰を支援する民間の施設。
- 全国に103施設。東京都には19施設。
- このうち全国に女性施設は7施設。
- 東京都には3施設。

4-7-2-3 図

高齢者の入所受刑者の罪名別構成比（男女別）

（平成27年）



- 注 1 矯正統計年報による。  
 2 入所時の年齢による。  
 3 ( ) 内は、実人員である。  
 4 「横領」は、遺失物等横領を含む。

法務省『平成28年版 犯罪白書』より

# 更生保護法人 静修会 荒川寮について



東京の下町，荒川区にある女性専用の  
更生保護施設

（法務省保護局所管，法務大臣認可）

- 静修会は，昭和12年設立
- 昭和25年更生保護事業経営認可
- 平成8年更生保護事業法に基づき更生保護法人へ組織変更
- 荒川寮は，昭和60年開設

定員 20名

（成人15名 少年5名）

- 静修会は足立寮と2施設

（成人男性45名）

# 入所者の現況について

- 年齢は10代から70代で、平均年齢約40代後半
- 刑務所や少年院を仮釈放になった保護観察対象者が大半  
他は満期出所者など更生緊急保護対象者
- 窃盗は約半数近く、他は覚せい剤事犯、詐欺、傷害など
- 入所期間は、約3ヶ月から6ヶ月。平均約90日弱。
- アルコール・薬物依存症、ギャンブル依存症、摂食障害、うつ病、知的障害、発達障害の疑い、認知症の疑い
- 精神科通院（服薬管理）、ほぼ全員がパート等で就労。

## 高齢者の現状について

- 平成28年度入所者43人中、65歳以上は7人。（約16%）
- 最高齢は76歳。罪名は7人うち6人は、窃盗事犯。

## \* 生活指導

- 更生計画及び自立に向けた生活基盤整備へ支援  
（住所異動・住所設定，国保，年金，免許証，  
障害手帳等手続き）
- 身だしなみ・服装，運動や余暇活動について助言
- 日課による規則正しい生活  
（起床6時，朝食7時，夕食18時，門限22時）
- 日常生活の振り返り（日記・面談）
- 心理的支援（カウンセリング・コラージュ教室）

## \* 就労指導・支援

- ハローワークおよび東京都就労支援事業所との連携
- 協力雇用主の活用

## \* 貯蓄や金銭管理の指導

- 必要以外の所持金は必ず保管金として貯蓄
- 「私の家計簿」に記入し，領収書添付し毎週提出

## \* 福祉や医療機関への橋渡し

- 関係機関とのネットワーク活用

## \* 退所先調整

- 福祉施設やグループホーム・アパートなど住居の確保
- 家族との連絡調整

## \* 退所後のフォローアップ

# 女性の健康を考える処遇プログラム

- 毎月1回、外部の専門家（精神科医師、保健師、PSW、臨床心理士、弁護士、婦人科医師、アサーティブトレーナー）による講義。
- 講義テーマは、アディクション問題に限定せず、広く女性に共通する「心身の健康問題」からも取り上げ、質疑応答の時間も設け、毎回アンケートをとっている。必要に応じ、グループワーク（ロールプレイなど）を実施。
- その他、アルコール薬物・ギャブル依存などのミーティングも実施。

\*講師はすべて、地域の「社会資源」である。



# 心理カウンセリング

## (主に窃盗事犯者を対象として)

- 施設で運営している「しずかカウンセリングルーム」にて、臨床心理士によるカウンセリング。
- 特に窃盗事犯者は、その要因、背景が様々であることから個々の問題に焦点をあわせ、グループアプローチではなく、個別的にカウンセリングを実施。
- 累犯者の多くは家族の支援が得られないため、退所後単身で生活をしていく中で不安が高まる。希望者はカウンセリングを継続。

## ■ アフターフォローの必要性

- 退所者の約3割が就労によりアパートへ単身自立。
- 退所後、集団生活からきなりアパートでの単身生活で相談する相手もなく、寂しさゆえに飲酒や覚せい剤を再使用したり、生活に困窮して万引きをしたりなど再び罪を犯す者も少なくない。
- 退所者が実際に相談先として地域の社会資源を利用する場合、心身の問題は話せても、本人の犯罪歴や受刑体験を素直に話すことは想像以上に躊躇すること。
- 退所後、更生保護施設が隠したい過去を受け入れることができる相談先としての「社会資源」となる。

## 退所者フォローアップ事業

地域生活へ移行するまでの過程で、学んだ「気づき」や「変化」を段階的に促していくためには、長期間の「関わり」が重要である。

退所後の再犯防止の観点から、退所者の地域生活定着支援として、平成21年度より開始。

- 生活相談支援（電話・来所・訪問）
  - 臨床心理士による心理相談支援（来所）（しずかカウンセリングルーム）
  - 荒川寮のプログラムへの参加（法律サポート相談など）
  - 就労支援・関係機関との連絡調整
  - 「ステップハウスしずか」スリークォーターハウスの利用  
一軒家のアパートで3名定員。定期面接及び家計支援など
- \*見守りと居場所機能として実施**

## 具体的な支援事例

- 「ホームレス生活を送っていた60代の女性」

20歳で単身上京。頼れる親族もなく出会った男性と20年以上同居。その男性は出奔、家賃が払えずアパートを引き払う。福祉事務所に相談に行けずホームレス生活。駅で酔った人の財布を盗み執行猶予付き有罪。更生保護施設に入所後協力雇用主のもとで就労し自立資金を貯め、福祉施設へ退所。その後アパート生活を始め、現在も毎月フォローアップで見守り中。

# 今後の課題

## (罪を犯した高齢者への支援において)

- 再犯防止推進法に期待。地方公共団体との連携が不可欠である。
- 地域包括ケアシステムに更生保護関係者も連携すること。
- 施設への入所やアパート・ケア付き住宅などへの円滑な移行。
- 罪を犯した高齢者は増加しているため、排除ではなく地域において「生活者」の視点で関わっていく必要がある。